

総合特別区域法の一部を改正する法律案要綱

第一 総合特別区域法の一部改正（改正法第一条関係）

一 次に掲げる法律の特例に関する措置について追加その他所要の規定の整備を行うこと。

1 国有財産法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において、当該認定を受けた指定地方公共団体が、普通財産である建物等であつてその売却につき買受人がないこと等の要件に該当するものの譲渡を受けて、先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業の用に供しようとする場合には、当該認定を受けた指定地方公共団体に当該建物等を譲与することができるものとする（新第十九条の三関係）

2 海上運送法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において開催される国際会議等に参加する者の運送を主たる目的として行う旅客不定期航路事業については、旅客不定期航路事業者の禁止行為に係る規定は、適用しないものとする（新第十九条の三関係）。

### 3 酒税法の特例

特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例に関し、果実酒又はリキュールに使用することができる原料の追加を行うこと（第四十七条関係）

#### 二 課税の特例

国際戦略総合特別区域内において特定国際戦略事業の用に供する施設又は設備の新設又は増設に係る課税の特例に関し、対象に器具及び備品を追加すること（第二十六条関係）

#### 第二 総合特別区域法の一部改正（改正法第二条関係）

##### 一 次に掲げる法律の特例に関する措置について追加すること。

##### 道路運送車両法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において、農業を営む者が使用するものとして当該認定を受けた地方公共団体の長の指定を受けた自家用貨物自動車、指定点検整備事業者の交付した点検整備済証を添付して当該自家用貨物自動車、指定点検整備済証の有効期間の伸長を申請した場合には、一年を限り、当該自動車検査証の有効期間を伸長

するものとする（新第二十二條の二關係）

### 第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二及び第三の三に掲げる事項については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること（改正法附則第一条關係）。

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること（改正法附則第二条關係）。

三 關係法律について所要の改正を行うこと（改正法附則第三条から第五条まで關係）。